

質疑書に対する回答

No.	提出日	件名	項目	対象施設	質疑内容	回答日	回答	添付資料
1	9月1日	事業計画書の提出・綴じる順番について	募集要項 5 ページ 2 - (3)	全館	番号 5. 6 は各施設ごとに作成とありますが、提出については 1 冊のファイル内で番号 1 から綴じ、番号 5 (様式 6) .番号 6 (7 - 1 ~ 4) を 6 施設分綴じたあとに番号 7 ~ を綴じる形でよろしいでしょうか。	9月15日	番号5.6は施設ごとに作成としましたが、指定管理者として6館を包括的に管理運営することを求めていることから、作成方法を以下のとおりとします。 番号5は、施設名欄に6館すべての施設名を記入し、「1応募の理由」以降の項目には、6館の事業計画書として必要な内容を記入してください。番号6は番号5のあとに施設ごとに作成してください。 その後ろに番号7以降を綴じてください。	無
2	9月1日	生涯学習講座の講座数、延べ回数の目安について	一色地域交流センター業務仕様書4ページ6 - (4) ア	西尾市一色地域交流センター	生涯学習講座について、年間の講座数、延べ回数について目安などの設定はありますでしょうか？	9月15日	具体的な最低回数は設けておりませんが、過去の実績を参考に同程度の実施をお願いします。 R7：52講座 R6：44講座 R5：42講座 ※回数は250回～300回程度。	無
3	9月1日	定期清掃業務の回数について	各業務仕様書別紙 1	全館	定期清掃業務については回数の記載がありませんが、各施設とも年 1 回の実施でよろしいでしょうか。	9月15日	【一色学びの館、吉良図書館、幡豆図書館、資料館（展示室）】年 1 回 【子育て・多世代交流プラザ】年 2 回 【一色地域交流センター】 原則年 2 回以上の実施をお願いします。ただし、施設内の景観を損なわないと教育委員会が判断できれば年 1 回でも可とします。	無
4	9月1日	日常清掃業務の範囲について	一色地域交流センター業務仕様書別紙2	西尾市一色地域交流センター 西尾市子育て・多世代交流プラザ	日常清掃業務について一色支所は含みますでしょうか。同様に、子育て・多世代交流プラザにおいても社会福祉協議会一色支所なども含みますでしょうか。	9月15日	日常清掃業務は、一色支所は含みますが、社会福祉協議会一色支所は含みません。	無
5	9月1日	保守点検の予算計上施設について	一色地域交流センター業務仕様書別紙1	西尾市一色地域交流センター	子育て・多世代交流プラザの移動観覧席、音響、照明の保守点検業務が一色地域交流センターの保守点検に含まれていますが、予算は一色地域交流センターにて計上すればいいでしょうか。また、その他の維持管理については原則、当該の施設に予算計上すればよろしいでしょうか。	9月15日	子育て・多世代交流プラザの維持管理費は、子育て・多世代交流プラザで予算計上してください。その他の維持管理についても、当該施設に予算計上してください。	無

No.	提出日	件名	項目	対象施設	質疑内容	回答日	回答	添付資料
6	9月1日	配置職員について	一色地域交流センター業務仕様書別紙2	西尾市一色地域交流センター	館の施錠対応含め、夜間時間の配置職員は責任者対応でなくてもよろしいでしょうか。	9月15日	夜間時間の配置職員は、責任者対応でなくてもよいです。	無
7	9月1日	配置職員について	一色地域交流センター業務仕様書別紙2	西尾市一色地域交流センター	開館時間は規則上は9時ですが、館の開錠時間、運営支障のないようにする時間の目安は何時でしょうか。	9月15日	施設出入口は現状8時30分に開錠しておりますので、開錠時間は8時30分をお願いします。	無
8	9月1日	光水熱費按分について	西尾市子育て・多世代交流プラザ業務仕様書別紙2	西尾市一色地域交流センター 西尾市子育て・多世代交流プラザ	光水熱費の按分について、支援センター3、指定管理者7となっていますが、令和10年度以降の社会福祉協議会一色支所分につきましては協議でよろしいでしょうか。	9月15日	社会福祉協議会の使用分については、包括支援センター等が市の委託事業であり、委託費に光熱水費は含めていないため、負担を求めないこととしました。	無
9	9月1日	西尾市・子育て多世代交流プラザの維持管理範囲について	子育て・多世代交流プラザ業務仕様書別紙3	西尾市子育て・多世代交流プラザ	子育て支援センター、社会福祉協議会事務室、スペースについて、日常清掃、ガラス、ワックスがけ、空調設備管理など維持管理業務に含める必要がありますでしょうか。	9月15日	子育て支援センターは維持管理業務に含んでいます。社会福祉協議会事務室の日常清掃やガラス、ワックスがけなどは社会福祉協議会が行いますが、空調設備管理などの維持管理業務は指定管理者に含んでいます。	無
10	9月1日	ICタグ貼り付け関連費用について	一色学びの館業務仕様書別紙1 イ図書館資料管理業務	西尾市立一色学びの館	令和9年度に一色学びの館で想定されているICタグの貼付冊数、及びそれにかかるタグなどの消耗品費用目安をお知らせください。（吉良・幡豆図書館も同様にあればお示しください）	9月15日	令和9年度にICタグの貼付を予定している図書資料は、一色学びの館の約61,000冊です。吉良図書館、幡豆図書館の図書資料へのICタグ貼付は令和8年度中に終了する予定です。3館とも令和10年度の図書館情報システム更新時までに保存雑誌の貼付作業があります。 ICタグ貼付に係る消耗品費、機器借上料等は、市側で負担します。	無
11	9月1日	図書館システム利用料について	一色学びの館業務仕様書別紙1 イ図書館資料管理業務	西尾市立一色学びの館	図書館システム利用料については指定管理料に積算が必要でしょうか。金額と合わせてお示しください。（吉良・幡豆図書館も同様にお願いします）	9月15日	図書館情報システム保守料及び読書通帳機保守料を合算した図書館システム利用料は、市側で負担します。	無
12	9月1日	図書関連予算について	一色学びの館業務仕様書別紙1 イ図書館資料管理業務	西尾市立一色学びの館	図書管理業務にある図書の発注に関して予算があればお示しください。雑誌・新聞などについても予算目安があればご教示ください。（吉良・幡豆図書館も同様にお願いします）	9月15日	【別添1】「図書資料等購入費内訳」のとおりです。	有

No.	提出日	件名	項目	対象施設	質疑内容	回答日	回答	添付資料
13	9月1日	西尾市・子育て多世代交流プラザの配置職員について	西尾市子育て・多世代交流プラザ業務仕様書別紙3	西尾市子育て・多世代交流プラザ	配置職員数について、条例上の閉館時間19時まで原則2名、ただし、夜間時間は1名となっていますので、夜間時間区分の17時以降閉館までは支障がなければ1名体制でもよろしいでしょうか。	9月15日	17時以降は、業務に支障がなければ1名の配置でも差し支えありません。	無
14	9月1日	彫刻展示室（仮）の開設費用について	一色学びの館業務仕様書13ページ　ウ	西尾市立一色学びの館	彫刻展示室（仮）の開設にあたって必要な展示キャプションの台、またパネルのサイズ、デザイン作成の有無など積算に必要な具体的な仕様、または予算計上の目安があればお示しください。	9月15日	現状では内容が確定していないため、お示しできるものはありません。今後、市と協議の上、仕様を決定していただきます。なお、彫刻展示室開設に伴う経費の目安として4,600,000円程度を想定しています。	無
15	9月1日	学びの館に設置のタッチパネル式サイネージについて	その他	西尾市立一色学びの館	学びの館に設置のタッチパネル式のサイネージについて、維持費等がかかるようでしたら、ご教示ください。	9月15日	学びの館常設展示室1階に設置されているタッチパネル式のサイネージを現状のまま活用する場合には、年間19,140円のリース料が必要となります。	無
16	9月1日	各施設の委託事業者について	業務仕様書　別紙1 管理業務水準書	全館	維持管理業務において、現在配布されている仕様書「別紙1 管理業務水準書」では、不明瞭な点が多いため、以下管理対象施設の各業務項目につき、委託事業者一覧のご開示をお願いします。	9月15日	一色地域交流センター、子育て・多世代交流プラザ、一色学びの館、資料館については、現在指定管理者にて管理、運営を行っていることから、各業務項目における委託事業者は現在の指定管理者の内部情報となるためお示しすることは出来かねます。 吉良図書館、幡豆図書館については、【別添2】「委託事業者一覧表（吉良図書館・幡豆図書館）」のとおりです。	有
17	9月1日	フロン排出抑制法点検について（簡易点検）	業務仕様書　別紙1 管理業務水準書	全館	維持管理業務において、配布されている仕様書「別紙1 管理業務水準書」に業務用エアコンのフロン排出抑制法点検（法定点検）が記載されておりませんでした。点検対象外という認識でしょうか。点検対象となる場合、各対象機器の室外機・室内機のリストと型式をご教示願います。	9月15日	法定点検の対象となる空調設備機器については、【別添3】「空調設備一覧表」を参考とし、法定点検の対象となる設備機器の点検を行ってください。	有

No.	提出日	件名	項目	対象施設	質疑内容	回答日	回答	添付資料
18	9月1日	フロン排出抑制法点検について（定期点検）	業務仕様書 別紙1 管理業務水準書	全館	維持管理業務において、配布されている仕様書「別紙1 管理業務水準書」に業務用エアコンのフロン排出抑制法点検（法定点検）が記載されておりませんでした。が、点検対象外という認識でしょうか。また点検対象となる場合、圧縮機の出力が7.5kWを超える機器及び対象台数・対象施設をそれぞれご教示いただけますと幸いです。	9月15日	法定点検対象台数 【一色町公民館】34台 【子育てプラザ】18台 【一色学びの館】35台 【西尾市資料館】8台 【吉良図書館】4台 【幡豆図書館】7台 機器の型式については、【別添3】「空調設備一覧表」のとおりです。	有
19	9月1日	図面提供について	その他	全館	貴市ホームページに掲載されている図面は全て平面図のみであるため、詳細の判別が付きません。お手数ですが、各施設の意匠図面（各居室単位で㎡数のわかるもの、仕上げ表）・電気図面（単線結線図及び受電容量）・空調図面（機器リスト）・機械図面のご提供をお願いします。	9月15日	西尾市資料館は【別添4.5.6】「西尾市資料館_空調機器」「西尾市資料館_電気図面」「西尾市資料館_建築図面」のとおりです。西尾市資料館以外の施設の意匠図面等については、建設当時の書類を所管課で保管しています。紙面にて保管しておりますので、閲覧していただくことは可能です。各施設の所管課へご連絡ください。空調設備の機器リストは【別添3】「空調設備一覧表」のとおりです。	有
20	9月1日	メーカー情報について	業務仕様書 別紙1 管理業務水準書	西尾市一色地域交流センター	維持管理業務において、配布されている仕様書「別紙1 管理業務水準書」では、不明瞭な点が多いため、以下点検業務のメーカー情報・点検頻度のご開示をお願いします。 ・移動観覧席（メーカー情報及び点検頻度） ・舞台照明設備（メーカー情報及び点検頻度） ・舞台装置（メーカー情報及び点検頻度） ・音響設備（メーカー情報及び点検頻度） ・ピアノ調律（メーカー情報）	9月15日	【一色地域交流センター】 観覧席：KSS株式会社 年1回 照明：東芝ライテック株式会社 年1回 舞台：三精テクノロジーズ 年1回 音響：ミキサー：ヤマハ、アンプ：ラムサ、スピーカー：エレクトロボイス年1回 ピアノ：YAMAHA 年1回 【子育て・多世代交流プラザ】 移動観覧席 愛知株式会社/年1回点検 舞台照明 松村電機製作所/年1回点検 舞台装置 三精テクノロジーズ/年1回点検 音響設備 アクセスプランニング/年1回点検	無

No.	提出日	件名	項目	対象施設	質疑内容	回答日	回答	添付資料
21	9月1日	設備情報について	業務仕様書 別紙1 管理業務水準書	西尾市一色地域交流センター	維持管理業務において、配布されている仕様書「別紙1 管理業務水準書」では、不明瞭な点が多いため、以下点検業務のメーカー情報・点検頻度のご開示をお願いします。 ・受水槽清掃（有効水量） ・建築物環境衛生管理業務（水質検査の検体数、簡易専用水道の有無）	9月15日	【一色地域交流センター】 ・受水槽12㎡2槽 ・1か所/週 ・簡易専用水道 有	無
22	9月1日	樹木等管理業務について	業務仕様書 別紙1 管理業務水準書	全館	維持管理業務において、配布されている仕様書「別紙1 管理業務水準書」では、不明瞭な点が多いため、外構図等にて樹木の種類・本数等を明記の上、管理範囲をお示しください。	9月15日	一色地域文化広場内にある一色地域交流センター、一色学びの館は一色地域文化広場全体が管理範囲です。詳細は各施設の所管課へお問い合わせください。 子育て・多世代交流プラザは、【別添11】「子育てプラザ樹木管理」を参考にしてください。 西尾市資料館は仕様書とともに樹木等管理業務の範囲を示す図面をホームページにて公表していますので、ご確認ください。 吉良図書館及び幡豆図書館は外構図面等はありませんが、現地見学会にてお示しした範囲です。	有
23	9月1日	日常清掃業務について	業務仕様書 別紙1 管理業務水準書	全館	維持管理業務において、配布されている仕様書「別紙1 管理業務水準書」では、不明瞭な点が多いため、各対象施設の年間清掃日数・1日あたりの清掃時間・人数をご開示ください。	9月15日	【別添7】「日常清掃業務・受電容量・AED委託先一覧表」のとおりです。	有
24	9月1日	害虫防除業務について	業務仕様書 別紙1 管理業務水準書	西尾市一色地域交流センター 西尾市子育て・多世代交流プラザ 西尾市立一色学びの館	害虫防除業務について、以下施設共用部の生息調査が該当する理解でよいでしょうか。 ・西尾市一色地域交流センター ・西尾市子育て・多世代交流プラザ ・西尾市立一色学びの館	9月15日	ご認識のとおりです。	無

No.	提出日	件名	項目	対象施設	質疑内容	回答日	回答	添付資料
25	9月1日	第7業務の継続が困難となった場合等の措置について	募集要項9ページ その他	全館	指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、指定管理者は速やかにその旨を市及び教育委員会に報告するものとします。この場合、市及び教育委員会と指定管理者は、指定管理者業務の継続の可否について協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合は、指定管理者は市及び教育委員会に指定の取消しを申し出ることができるものとします。と記載ございますが、これは急激な物価高や人件費の高騰等の費用面による影響についても同様のお考えで問題ないでしょうか。	9月15日	急激な物価高や人件費の高騰等、物価変動に伴う経費の増加については、募集要項別表「リスク分担表」において「協議事項」として位置付けていますので、まずは同表に基づき、市及び教育委員会と指定管理者との間で協議を行うこととなります。指定管理料は、額の確定後、運営によって過不足が生じた場合でも原則として変更は認めないこととしていますが、市及び教育委員会がやむを得ない事由として認めた不足額に限り対応することとしています。 一方、募集要項第7の1は、指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合の手続きを定めたものであり、経費の増加が生じたことをもってただちに同項が適用されるものではありません。物価変動に関する協議は経費負担のあり方に関する協議であり、業務継続の可否に関する協議とは性質が異なるものとお考えください。 個別の事情を十分に考慮し、市及び教育委員会と指定管理者との協議により対応を決定します。詳細については基本協定において定めるものとします。	無

No.	提出日	件名	項目	対象施設	質疑内容	回答日	回答	添付資料
26	9月1日	第7業務の継続が困難となった場合等の措置について	募集要項9ページ その他 の事由により業務の継続が困難となった場合等	全館	責めに帰すべきでない事由により協定書の解除する場合に、指名停止等のペナルティはございますでしょうか。またノーペナルティになる期間や条件等はございますでしょうか	9月15日	募集要項第7の2に定めるとおり、災害その他の不可抗力等、市及び教育委員会と指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合については、市及び教育委員会又は指定管理者のいずれからも指定の取消しの協議を求めることができるものとなっています。 この場合において、募集要項に定める損害賠償は「指定管理者の責めに帰すべき事由により指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止された場合」を対象としておりますので、双方の責めに帰すことができない事由による取消しについては、これに該当しないものと考えております。 また、募集要項及び仕様書において、指定の取消しに伴う指名停止等の措置について定めた規定はありません。なお、指名停止は「西尾市競争入札参加停止措置要綱」に基づき判断されるものであり、本募集手続きにおいて取消しの事由をもって一律に指名停止を行うこととしているものではありません。 「ノーペナルティとなる期間」については、指定管理の経過年数等に応じた取扱いを定めるものではありません。募集要項第7の1と第7の2のいずれに該当するかは、業務の継続が困難となった事由の内容に応じて判断することとなります。詳細については基本協定において定めるものとします。	無
27	9月1日	第7業務の継続が困難となった場合等の措置について	募集要項9ページ その他 の事由により業務の継続が困難となった場合等	全館	再委託先の選定について、急激な物価高や人件費の高騰等の費用面による影響や倒産等による再委託先の維持継続が困難と判断した場合、再委託先の変更は、指定管理事業者と市の双方協議にて可能となりますでしょうか。	9月15日	業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ教育委員会の承認を得ていただくこととしており、再委託先を変更する場合も同様の手続となります。 倒産等により再委託先の維持継続が困難と判断された場合も、その旨、申請していただき、協議を経て承認する取扱いとなりますので、変更は可能です。なお、変更後も業務水準の維持が前提となり、経費の増減が生じた場合の取扱いは、変更の可否とは別にリスク分担表に基づき協議することとなります。	無
28	9月1日	第2 募集の内容	募集要項P3 6指定管理料の上限額について	全館	募集要項に記載されている指定管理料の上限につき、施設単位の指定管理料につき、ご開示願います。	9月15日	【別添8】「指定管理料内訳一覧表」のとおりです。	有

No.	提出日	件名	項目	対象施設	質疑内容	回答日	回答	添付資料
29	9月1日	第2募集の内容	募集要項P3 6指定管理料の上限額について	全館	募集要項に記載されている指定管理料の上限につき、施設単位で年間光熱費のご開示願います。 ※直近3年間	9月15日	【別添8】「指定管理料内訳一覧表」のとおりです。	有
30	9月1日	第2募集の内容	募集要項P3 6指定管理料の上限額について	全館	募集要項に記載されている指定管理料の上限につき、施設単位で年間消耗品費のご開示願います。 ※直近3年間	9月15日	【別添8】「指定管理料内訳一覧表」のとおりです。	有
31	9月1日	メーカー情報について	業務仕様書 別紙1 管理業務水準書	西尾市一色地域交流センター	維持管理業務において、配布されている仕様書「別紙1 管理業務水準書」では、不明瞭な点が多いため、以下点検業務の機器一覧表のご開示をお願いします。 ・遊具点検	9月15日	【別添9】「一色地域交流センター遊具一覧」のとおりです。	有
32	9月1日	受電容量について	業務仕様書 別紙1 管理業務水準書	全館	維持管理業務において、配布されている仕様書「別紙1 管理業務水準書」では、不明瞭な点が多いため、施設の受電容量のご開示をお願いします。	9月15日	【別添7】「日常清掃業務・受電容量・AED委託先一覧表」のとおりです。	有
33	9月1日	委託先情報について	その他	全館	維持管理業務において、各施設にAEDが設置されているかと思いますが、以下施設の委託先のご開示をお願いします。	9月15日	【別添7】「日常清掃業務・受電容量・AED委託先一覧表」のとおりです。	有
34	9月1日	植栽管理について	業務仕様書 別紙1 管理業務水準書	西尾市一色地域交流センター 西尾市立一色学びの館	植栽管理業務において、敷地内の範囲が不明瞭のため確認いたしますが、敷地内の公園（東側・南東部）及び駐車場内（北側・北東・ロータリー側）は植栽管理の対象に含まれるでしょうか。	9月15日	ご認識のとおりです。	無
35	9月1日	植栽管理について	業務仕様書 別紙1 管理業務水準書	西尾市立吉良図書館	植栽管理業務において、敷地内の範囲が不明瞭のため確認いたしますが、敷地内の尾崎士郎記念館・旧糟谷縫右衛門住宅は植栽管理の対象に含まれるでしょうか。	9月15日	対象ではありません。	無

No.	提出日	件名	項目	対象施設	質疑内容	回答日	回答	添付資料
36	9月1日	プロパンガスについて	その他	西尾市子育て・多世代交流プラザ	西尾市子育て・多世代交流プラザについて、プロパンガスが複数本設置されています。 ポンベの交換サイクルについてご教示いただけますと幸いです。	9月15日	常に使用できるように交換をお願いします。参考に令和7年度の使用額は78,130円です。	無
37	9月1日	別表リスク分担表 物価変動	募集要項13ページ 別表リスク分担表	全館	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増の場合は協議事項とありますが、物価上昇が具体的に何%上昇する等の水準、指標をご開示いただけないでしょうか。	9月15日	現時点において、協議の開始要件となる物価上昇率等の具体的な水準や指標は定めておりません。指定管理料については、額確定後、運営によって過不足が生じた場合でも原則として変更は認めないこととしており、市及び教育委員会がやむを得ない事由として認めた不足額に限り対応するものとしています。物価変動に伴う経費の増加については、物価指数等の客観的な状況、施設の管理運営への影響の程度、市の予算の状況等を総合的に勘案し、個別の事情に応じて協議することとなります。	無
38	9月1日	第4審査及び指定管理者候補者の選定に係る事項	募集要項1ページ 1審査方法	全館	市は、西尾市一色地域文化広場等指定管理者選考委員会（以下「選考委員会」という。）における審査結果等を踏まえ、指定管理者として最も適切で優秀な団体を指定管理者の優先交渉権者として選定します。なお、最終的には、市議会の議決を経て、市が指定管理者を指定します。と記載されておりますが、選考委員会の構成（外部識者の有無、総人数）をご教示いただけますと幸いです。	9月15日	選考委員は7名で、学識経験者と市職員で構成されています。	無
39	9月1日	人員配置状況について	業務仕様書 配置職員に必要な資格及び配置計画	西尾市一色地域交流センター 西尾市子育て・多世代交流プラザ 西尾市立一色学びの館 西尾市資料館	左記施設の 職員 配置について、以下の通り 雇用 及び 勤務 状況をご教示ください。 ・〇名雇用 ・うち、〇名（〇時間勤務・週〇回出勤、〇名〇時間勤務・週〇回出勤 ・シフト表例（〇時〇時〇名・〇時〇時〇名）	9月15日	対象施設の仕様書に記載してある条件に基づき算定してください。	無

No.	提出日	件名	項目	対象施設	質疑内容	回答日	回答	添付資料
40	9月1日	費用負担内容について	業務仕様書 西尾市立幡豆図書館管理運営業務負担区分表	西尾市立吉良図書館 西尾市立幡豆図書館	左記施設について、業務委託 から 指定管理 業務 に 切り替わる ことについてこれまでの 費用負担から 追加される 分の、 費目 及び 過去の 実績を過去 3 年分 ご開示 ください。 例：●● 保守点検 2023 年度 ○○ 円 ・ 2024 年度 ○○ 円 ・ 2055 年度 ○○ 円 例：上下水道 費用 2023 年度 ○○ 円 ・ 2024 年度 ○○ 円 ・ 2055 年度 ○○ 円 など、 追加項目を すべて ご開示ください。	9月15日	【別添10】「追加費用負担一覧表（吉良図書館・幡豆図書館）」及び「図書資料等購入費内訳」のとおりですが、すべての費用を 2 館ごとで分けることは難しいため、他の費用については仕様書等を参考に算定してください。	有
41	9月1日	事業計画書等の提出方法について	募集要項5ページ 提出書類	全館	様式6 事業計画書 は Excel にて ご準備 いただいておりますが、様式記載内容を適切に 含み、Powerpoint など での作成でも 問題ありませんでしょうか。	9月15日	問題ありません。	無
42	9月1日	指定管理者指定申請書（様式3）の押印について	募集要項5ページ（3）申請書の受付	全館	指定管理者指定申請書（様式3）は、印の表記がないため押印は不要という理解でよろしいでしょうか。	9月15日	ご認識のとおりです。	無
43	9月1日	様式3添付の書類	募集要項5ページ（3）申請書の受付	全館	「申請は、指定管理者指定申請書（様式3）のほか、次の書類を添付のうえ提出してください」とありますが、様式3の注意と一部異なっていますので整理願います。 特に様式3 注意(4)は募集要項 5 頁にある提出書類の番号 4,1 0,1 1 の書類でよろしいですか。	9月15日	募集要項5ページに記載してあるとおりですので、様式3の注意（4）は募集要項5ページの提出書類番号4.10.11の書類となります。	無

No.	提出日	件名	項目	対象施設	質疑内容	回答日	回答	添付資料
44	9月1日	構成員の場合、番号9以外の提出書類について	募集要項5ページ（3）申請書の受付	全館	申請には「共同体による申請の場合には、番号9は構成員であるすべての法人等のものを提出してください。」とあります。 構成団体は、様式3の最下段の注意事項により、様式4グループ応募構成届に番号4、7、8、10、11を添付するという理解でよろしいでしょうか。	9月15日	ご認識のとおりです。	無
45	9月1日	国税の電子交付版について	募集要項5ページ（3）申請書の受付 9番	全館	「①法人等又はその代表者が法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の未納のない証明」は、電子交付版を出力したものでよろしいでしょうか。	9月15日	ご認識のとおりです。	無
46	9月1日	市税について	募集要項5ページ（3）申請書の受付 9番	全館	「納税証明書原本③すべての市税の滞納がないことの証明」は、東京都に本社がありますため不要という理解でよいか。 必要な場合は何の書類を提出すればよろしいでしょうか。	9月15日	西尾市の市税滞納がないことの証明書類の提出は不要ですが、本社所在地の自治体が発行する「納税証明書原本」を添付してください。	無
47	9月1日	事業計画等について	募集要項5ページ（3）申請書の受付	全館	「番号5、6は、各施設ごとに作成してください」とありますが、この各施設とは①西尾市一色地域交流センター②西尾市子育て・多世代交流プラザ③西尾市立一色学びの館④西尾市立吉良図書館⑤西尾市立幡豆図書館⑥西尾市資料館の6施設のことでしょうか。	9月15日	ご認識のとおりです。	無
48	9月1日	指定管理料について	募集要項2ページ、6指定管理料の上限額	全館	指定管理料をご提案するにあたり、上限額を定めた基礎となる管理経費の内訳・明細を各施設ごとにご教示ください。	9月15日	【別添8】「指定管理料内訳一覧表」のとおりです。	有